

平成20年12月

第170回国会（臨時会）
通過議案要旨集

衆議院調査局

本要旨集は、平成20年12月26日現在で取りまとめたものである。

以下の方法により、本資料の電子ファイル(PDFファイル)を閲覧することができます。

「衆議院立法情報ネットワークシステム」(イントラネット)にて

「立法調査情報」をクリック 「調査局刊行物」をクリック

「通過議案要旨集」をクリック 必要な情報をクリック 電子ファイルが開きます。

「衆議院ホームページ」にて

「衆議院ホームページ」(<http://www.shugiin.go.jp/>)

「調査局作成資料」をクリック 「通過議案要旨集」をクリック
必要な情報をクリック 電子ファイルが開きます。

目 次

第170回国会（臨時会）議案審議等概況.....	1
第170回国会（臨時会）議案審査経過	
閣法.....	3
衆法.....	6
参法.....	10
予算.....	12
条約.....	13
承認.....	13
承諾.....	14
決算・国有財産等.....	15
決議案.....	15
両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等	
内閣委員会.....	17
総務委員会.....	19
法務委員会.....	23
財務金融委員会.....	25
厚生労働委員会.....	28
経済産業委員会.....	34
国土交通委員会.....	35
安全保障委員会.....	38
予算委員会.....	40
国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びに イラク人道復興支援活動等に関する特別委員会.....	44
通過議案概要一覧.....	45
【参考】 閉会中審査議案概要一覧.....	49

第170回国会（臨時会）議案審議等概況

1 会 期

平成20年9月24日から12月25日までの93日間

2 議案件数

閣 法	34件（成立 14件、継続 14件、未了 5件、 未付託 1件）
衆 法	40件（成立 1件、継続 36件、未了 2件、 撤回 1件）
参 法	18件（継続 3件、否決 6件、参議院継続 8件 参議院未付託 1件）
予 算	3件（成立 3件）
条 約	3件（継続 3件）
承認を求めるの件	2件（成立 2件）
承諾を求めるの件	5件（継続 5件）
決 算 等	3件（継続 3件）
決 議 案	
本会議	1件（否決 1件）

第170回国会（臨時会）議案審査経過

〔閣法〕

太字は成立議案

提出 回次	議案件名	衆議院						参議院				公布日 (法律番号)	
		委員会			本会議			委員会		本会議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
163	犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第163回国会閣法第22号）	法務	9/24				閉会中 審査						
166	労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第81号）	厚生労働	9/24	11/18	修正		11/18	修正	12/2	可決	12/5	可決	12/12 (89)
166	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第95号）	厚生労働	9/24				閉会中 審査						
166	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第97号）	総務	9/24				閉会中 審査						
169	国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第9号）	厚生労働	9/24		審査 未了								
169	株式会社地域力再生機構法案（内閣提出、第169回国会閣法第14号）	内閣	9/24				閉会中 審査						
169	平成20年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第37号）	厚生労働	9/24		審査 未了								
169	長期優良住宅の普及の促進に関する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第44号）	国土交通	9/24	11/19	修正	有	11/21	修正	11/27	可決	11/28	可決	12/5 (87)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
169	独立行政法人気象研究所法案(内閣提出、第169回国会閣法第45号)	国土交通	9/24		審査 未了								
169	独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案(内閣提出、第169回国会閣法第50号)	総 務	9/24					閉会中 審 査					
169	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案(内閣提出、第169回国会閣法第53号)	厚生労働	9/24	11/21	修正	有	11/21	修正	12/9	可決	12/12	可決	12/19 (93)
169	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第169回国会閣法第69号)	厚生労働	9/24	12/10	可決	有	12/11	可決	12/18	可決	12/19	可決	12/26 (96)
169	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、第169回国会閣法第73号)	経済産業	9/24		審査 未了								
169	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第169回国会閣法第74号)	内 閣	9/24		審査 未了								
169	行政不服審査法案(内閣提出、第169回国会閣法第76号)	総 務	9/24					閉会中 審 査					
169	行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、第169回国会閣法第77号)	総 務	9/24					閉会中 審 査					
169	行政手続法の一部を改正する法律案(内閣提出、第169回国会閣法第78号)	総 務	9/24					閉会中 審 査					
169	独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(内閣提出、第169回国会閣法第79号)	内 閣	9/24					閉会中 審 査					
169	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、第169回国会閣法第80号)	内 閣	9/24					閉会中 審 査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
170	消費者庁設置法案（内閣提出第1号）	内閣	12/19				閉会中 審査						
170	消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第2号）	内閣	12/19				閉会中 審査						
170	消費者安全法案（内閣提出第3号）	内閣	12/19				閉会中 審査						
170	テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	テロ・イラク特	10/8	10/20	可決		10/21 12/12	可決 可決	12/11	否決	12/12	否決	12/16 (92)
170	地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律案（内閣提出第5号）	総務	10/7	10/8	可決		10/8	可決	10/16	可決	10/16	可決	10/22 (84)
170	銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）	内閣	11/11	11/19	修正		11/21	修正	11/27	可決	11/28	可決	12/5 (86)
170	金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	財務金融	10/28	11/5	修正	有	11/6 12/12	修正 不同意 可決	12/11	修正	12/12	修正	12/16 (90)
170	保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出第8号)	財務金融	10/28	11/5	可決		11/6	可決	12/11	可決	12/12	可決	12/16 (91)
170	国籍法の一部を改正する法律案(内閣提出第9号)	法務	11/13	11/18	可決	有	11/18	可決	12/4	可決	12/5	可決	12/12 (88)
170	児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出第10号)	厚生労働	11/11	11/14	可決		11/14	可決	11/25	可決	11/26	可決	12/3 (85)
170	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	厚生労働	12/19					閉会中 審査					
170	防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第12号)							審議 未了					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
170	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第13号)	総務	12/8	12/11	可決	有	12/11	可決	12/18	可決	12/19	可決	12/26 (94)
170	国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出第14号)	総務	12/8	12/11	可決	有	12/11	可決	12/18	可決	12/19	可決	12/26 (95)
170	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第15号)	安全保障	12/11	12/12	可決	有	12/12	可決	12/18	可決	12/19	可決	12/26 (98)

〔 衆 法 〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
163	人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案(小宮山洋子君外4名提出、第163回国会衆法第6号)	内閣	9/24		審査 未了								
163	牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案(山田正彦君外6名提出、第163回国会衆法第7号)	農林水産	9/24					閉会中 審査					
163	輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案(山田正彦君外6名提出、第163回国会衆法第8号)	農林水産	9/24					閉会中 審査					
163	道路交通法の一部を改正する法律案(小宮山洋子君外3名提出、第163回国会衆法第12号)	内閣	9/24		審査 未了								
163	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案(井上義久君外1名提出、第163回国会衆法第14号)	倫理選挙特	9/29					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	
164	刑事訴訟法の一部を改正する法律案(河村たかし君外2名提出、第164回国会衆法第13号)	法 務	9/24				閉会中 審 査					
164	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(中山太郎君外5名提出、第164回国会衆法第14号)	厚生労働	9/24				閉会中 審 査					
164	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(石井啓一君外1名提出、第164回国会衆法第15号)	厚生労働	9/24				閉会中 審 査					
164	消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案(長妻昭君外2名提出、第164回国会衆法第26号)	内 閣	9/24				閉会中 審 査					
164	国立国会図書館法の一部を改正する法律案(鳩山由紀夫君外7名提出、第164回国会衆法第27号)	議院運営	9/24				閉会中 審 査					
164	民法の一部を改正する法律案(枝野幸男君外6名提出、第164回国会衆法第35号)	法 務	9/24				閉会中 審 査					
164	公職選挙法等の一部を改正する法律案(渡辺周君外7名提出、第164回国会衆法第40号)	倫理選挙特	9/29				閉会中 審 査					
165	学校教育法の一部を改正する法律案(武正公一君外4名提出、第165回国会衆法第2号)	文部科学	9/24				閉会中 審 査					
165	交通基本法案(細川律夫君外5名提出、第165回国会衆法第6号)	国土交通	9/24				閉会中 審 査					
166	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(馬淵澄夫君外4名提出、第166回国会衆法第29号)	総 務	9/24				閉会中 審 査					
166	環境健康被害者等救済基本法案(末松義規君外2名提出、第166回国会衆法第38号)	環 境	9/24				閉会中 審 査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
166	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(馬淵澄夫君外4名提出、第166回国会衆法第41号)	総務	9/24					閉会 中 審 査					
166	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律及び刑法の一部を改正する法律案(松本剛明君外4名提出、第166回国会衆法第43号)	経済産業	9/24					閉会 中 審 査					
166	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(松本剛明君外4名提出、第166回国会衆法第44号)	経済産業	9/24					閉会 中 審 査					
166	債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案(原田義昭君外3名提出、第166回国会衆法第48号)	法務	9/24					閉会 中 審 査					
166	非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案(細川律夫君外1名提出、第166回国会衆法第51号)	法務	9/24					閉会 中 審 査					
166	法医学研究所設置法案(細川律夫君外1名提出、第166回国会衆法第52号)	法務	9/24					閉会 中 審 査					
168	国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(後藤茂之君外2名提出、第168回国会衆法第6号)	厚生労働	9/24					閉会 中 審 査					
168	肝炎対策基本法案(川崎二郎君外9名提出、第168回国会衆法第8号)	厚生労働	9/24					閉会 中 審 査					
168	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(古賀誠君外4名提出、第168回国会衆法第9号)	農林水産	9/24					閉会 中 審 査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	
168	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(金田誠一君外2名提出、第168回国会衆法第18号)	厚生労働	9/24				閉会中 審査					
169	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案(後藤茂之君外3名提出、第169回国会衆法第5号)	厚生労働	9/24				閉会中 審査					
169	基礎年金番号を用いての把握がされていない年金個人情報に係る本人の特定に関する調査の実施等に関する法律案(長妻昭君外4名提出、第169回国会衆法第10号)	厚生労働	9/24				閉会中 審査					
169	国民年金の任意加入被保険者であった者が納付した超過分保険料の額に相当する金額の還付のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(長妻昭君外4名提出、第169回国会衆法第11号)	厚生労働	9/24				閉会中 審査					
169	食品情報管理伝達システムの導入の促進に関する法律案(筒井信隆君外3名提出、第169回国会衆法第12号)	農林水産	9/24				閉会中 審査					
169	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等の一部を改正する法律案(筒井信隆君外3名提出、第169回国会衆法第13号)	農林水産	9/24				閉会中 審査					
169	食品の安全性の確保を図るための農林水産省設置法等の一部を改正する法律案(筒井信隆君外3名提出、第169回国会衆法第14号)	農林水産	9/24				閉会中 審査					
169	国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案(谷畑孝君外7名提出、第169回国会衆法第20号)	厚生労働	9/24				閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
169	特定連合国裁判被拘禁者等に対する特別給付金の支給に関する法律案(大島章宏君外2名提出、第169回国会衆法第21号)	総務	9/24					閉会中 審査					
169	国民年金法等の一部を改正する法律案(長勢甚遠君外3名提出、第169回国会衆法第23号)	厚生労働	9/24					閉会中 審査					
169	離島振興法等の一部を改正する法律案(山田正彦君外7名提出、第169回国会衆法第28号)	国土交通	9/24					閉会中 審査					
169	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(森山眞弓君外2名提出、第169回国会衆法第32号)	法務	9/24					閉会中 審査					
170	国民健康保険法の一部を改正する法律案(山田正彦君外4名提出、衆法第1号)			12/10	撤回								
170	国民健康保険法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第2号)	審査省略					12/11	可決	12/18	可決	12/19	可決	12/26 (97)
170	公職選挙法の一部を改正する法律案(村田吉隆君外5名提出、衆法第3号)	(倫理選挙特)						閉会中 審査					

〔参 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
168	国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(直嶋正行君外6名提出、第168回国会参法第1号)	厚生労働	9/24					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
168	日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案（自見庄三郎君外 6 名提出、第168回国会参法第 7 号）	総 務	9/24	12/9	否決		12/11	否決					
168	土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(岡崎トミ子君外 7 名提出、第168回国会参法第 11号)	環 境	9/24					閉会中 審 査					
168	国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案（直嶋正行君外 8 名提出、第168回国会参法第13号）	テロ・イラク特	9/29	10/20	否決		10/21	否決					
169	後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案(福山哲郎君外 8 名提出、第169回国会参法第17号)	厚生労働	9/24					閉会中 審 査					
170	農業協同組合法等の一部を改正する法律案（平野達男君外 4 名提出、参法第 1 号）											閉会中 審 査	
170	租税特別措置法の一部を改正する等の法律案（大塚耕平君外 6 名提出、参法第 2 号）											閉会中 審 査	
170	子ども手当法案（神本美恵子君外 8 名提出、参法第 3 号）											閉会中 審 査	
170	大企業者による中小企業者に対する取引上の地位を不当に利用する行為の防止に関する法律案（藤末健三君外 7 名提出、参法第 4 号）											閉会中 審 査	
170	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(藤末健三君外 7 名提出、参法第 5 号)											閉会中 審 査	
170	地域金融の円滑化に関する法律案(櫻井充君外 7 名提出、参法第 6 号)											閉会中 審 査	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
170	内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外7名提出、参法第7号)	厚生労働	12/19	12/24	否決		12/24	否決	12/18	可決	12/19	可決	
170	派遣労働者等の解雇の防止に関する緊急措置法案(小林正夫君外7名提出、参法第8号)	厚生労働	12/19	12/24	否決		12/24	否決	12/18	可決	12/19	可決	
170	雇用保険法の一部を改正する法律案(小林正夫君外7名提出、参法第9号)	厚生労働	12/19	12/24	否決		12/24	否決	12/18	可決	12/19	可決	
170	期間の定めのある労働契約の規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外7名提出、参法第10号)	厚生労働	12/19	12/24	否決		12/24	否決	12/18	可決	12/19	可決	
170	法人税法の一部を改正する法律案(尾立源幸君外7名提出、参法第11号)											閉会中 審 査	
170	租税特別措置法の一部を改正する法律案(尾立源幸君外7名提出、参法第12号)											閉会中 審 査	
170	中小規模の事業者等に対する金融機関の信用の供与等について今次の金融危機に対応して緊急に講ぜられるべき措置に関する法律案(福山哲郎君外7名提出、参法第13号)											審議 未了	

〔 予 算 〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
170	平成20年度一般会計補正予算(第1号)	予 算	9/29	10/8	可決		10/8	可決	10/16	可決	10/16	可決
170	平成20年度特別会計補正予算(特第1号)	予 算	9/29	10/8	可決		10/8	可決	10/16	可決	10/16	可決
170	平成20年度政府関係機関補正予算(機第1号)	予 算	9/29	10/8	可決		10/8	可決	10/16	可決	10/16	可決

〔条 約〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
170	刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	外 務	12/17				閉会中 審 査					
170	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	外 務	12/17				閉会中 審 査					
170	航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	外 務	12/17				閉会中 審 査					

〔承 認〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
170	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	国土交通	11/12	11/14	承認		11/14	承認	11/20	承認	11/21	承認
170	外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	経済産業	11/12	11/14	承認		11/14	承認	11/25	承認	11/26	承認

〔 承 諾 〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院			
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日
169	平成19年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第169回国会、内閣提出)	決算行政監視	9/24				閉会 審 査				
169	平成19年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第169回国会、内閣提出)	決算行政監視	9/24				閉会 審 査				
169	平成19年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第169回国会、内閣提出)	決算行政監視	9/24				閉会 審 査				
169	平成19年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第169回国会、内閣提出)	決算行政監視	9/24				閉会 審 査				
169	平成19年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第169回国会、内閣提出)	決算行政監視	9/24				閉会 審 査				

[決算・国有財産等]

< 決 算 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
170	平成19年度一般会計歳入歳出決算 平成19年度特別会計歳入歳出決算 平成19年度国税収納金整理資金受払計算書 平成19年度政府関係機関決算書	決算行政監視	11/26				閉会中審査	

< 国有財産 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
170	平成19年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	11/26				閉会中審査	
170	平成19年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	11/26				閉会中審査	

[決議案]

< 本会議決議 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院					
		委 員 会				本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果
170	衆議院解散要求に関する決議案(鳩山由紀夫君外2名提出、決議第1号)	審査省略				12/24	否決

両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等

【内閣委員会】

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）要旨

本案は、最近の銃砲刀剣類等を使用した凶悪犯罪の発生状況等にかんがみ、所持禁止の対象となる剣の範囲を拡大するとともに、銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化、実包等の所持に関する規制の強化、銃砲刀剣類の所持者に対する監督の強化等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 刃渡り5.5cm以上15cm未満の剣を新たに所持の禁止の対象とすること。
- 二 銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由として、新たに、破産手続開始の決定を受けたこと、禁錮以上の刑に処せられたこと、ストーカー行為をしたこと等を追加すること。
- 三 人の生命又は身体を害する罪に当たる違法な行為等を行い、これにより銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者の欠格期間を5年から10年に延長すること。
- 四 銃砲刀剣類の所持許可又はその更新を受けようとする者で75歳以上のものは、都道府県公安委員会が行う認知機能検査を受けなければならないこと。
- 五 猟銃の所持許可の更新を受けようとする者は、都道府県公安委員会が行う射撃技能に関する講習を受け、その課程を修了しなければならないこと。
- 六 14歳以上18歳未満の者で所持許可を受けて空気銃を所持することができるものの範囲を、国際的な規模で開催される一定の空気銃射撃競技に参加する選手等に限定する等とすること。
- 七 猟銃の所持許可を受けた者は、帳簿を備え、当該猟銃に適合する実包を譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は廃棄等したときは、これに所定の事項を記載しなければならないこと。
- 八 都道府県公安委員会は、銃砲刀剣類の所持許可を受けた者が当該所持許可を受けた後も引き続き所持許可の基準に適合しているかどうか等を調査するため必要があると認めるときは、その者に対し必要な報告を求め、又はその指定する医師の診断を受けるべきことを命じること等ができること。
- 九 都道府県公安委員会は、銃砲の所持許可を受けた者が欠格事由に該当する疑いがあると認められる場合において、その者に当該許可に係る銃砲を保管させておくことが適当でないとき、当該銃砲の提出を命じ、調査

を行う間、提出された銃砲を、30日を超えない範囲で保管することができること。

十 何人も、付近に居住する者等で銃砲刀剣類を所持するものが、当該銃砲刀剣類により人の生命、身体等を害するおそれがあると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、その旨を申し出ることができること。

十一 都道府県公安委員会は、猟銃の所持許可を受けた者であって人格識見に優れたもののうちから、猟銃所持者に対する助言、民間団体の活動への協力等の職務を行う猟銃安全指導委員を委嘱することができること。

十二 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(修正要旨)

一 猟銃又は空気銃の所持許可に係る申請書には、医師の診断書であって内閣府令で定める要件に該当するものを添付しなければならないこと。

二 都道府県公安委員会が警察職員に行わせることができる猟銃の所持者に対する検査等の対象に、猟銃に適合する実包の所持状況について記載した帳簿を加えること。

三 調査を行う間における保管制度の適用対象に、刀剣類を加えること。

四 銃砲又は刀剣類の譲渡し又は貸付けに当たり行う所持禁止に係る除外事由に該当することの確認又は所持許可に係る許可証の提示は、銃砲又は刀剣類を所持することができる者以外の者に銃砲又は刀剣類が譲り渡され、又は貸し付けられることを防止するため必要なものとして内閣府令で定める方法により行わなければならないこと。

五 その他所要の規定の整備を行うこと。

【総務委員会】

地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律案（内閣提出第5号）要旨

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成20年4月1日後に公布されたことにより生じた地方税等の収入の減少に伴う地方公共団体の平成20年度の減収を補てんするため、地方税等減収補てん臨時交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律等が平成20年4月1日後に公布されたことにより生じた自動車取得税及び軽油引取税並びに地方道路税の収入の減少に伴う地方公共団体の平成20年度の減収を補てんするため、地方税等減収補てん臨時交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めること。

二 地方税等減収補てん臨時交付金

- 1 平成20年度に限り、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、総額を656億1,900万円とする地方税等減収補てん臨時交付金を交付することとし、その種類は、自動車取得税減収補てん臨時交付金、軽油引取税減収補てん臨時交付金及び地方道路譲与税減収補てん臨時交付金とすること。
- 2 自動車取得税減収補てん臨時交付金の総額を116億8,500万円とし、軽油引取税減収補てん臨時交付金の総額を493億3,900万円とし、地方道路譲与税減収補てん臨時交付金の総額を45億9,500万円とするとともに、各地方公共団体に交付すべきそれぞれの交付金の額の算定方法について所要の規定を設けること。
- 3 都道府県及び市町村は、交付を受けた地方税等減収補てん臨時交付金の額を道路に関する費用に充てなければならないこと。
- 4 地方税等減収補てん臨時交付金の総額は、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れること。
- 5 平成20年度分の地方交付税の特例として、地方税等減収補てん臨時交付金の一定割合を普通交付税の算定に用いる基準財政収入額に加算すること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）要旨

本案は、平成20年8月11日付けの一般職の職員の給与及び勤務時間の改定に関する人事院勧告を、勧告どおり実施しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 一般職の職員の給与の改定のための関係法律の改正

- 1 本府省業務の特殊性・困難性を踏まえ、本府省に必要な人材の確保が困難になっている事情を併せ考慮し、新たに本府省業務調整手当を設けること。
- 2 国の医療施設における勤務医確保の観点から、医師等に対する初任給調整手当の支給月額を41万900円に引き上げること。
- 3 新たな人事評価制度の導入に伴い、勤務実績の給与への反映の一層の推進を図るため、評価結果を昇給、勤勉手当及び期末特別手当の勤務成績判定に活用する措置を講ずること。

二 一般職の職員の勤務時間の改定のための関係法律の改正

近年の民間企業の所定労働時間の状況にかんがみ、一般職の職員の勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分に改定すること。

三 この法律は、一部の規定を除き、平成21年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府及び人事院は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 医師不足が深刻な社会問題となっている中であっては、医師等の初任給調整手当の増額は公務における医師確保のための対症療法に過ぎないことを銘記し、医師不足解消のための抜本的な対策を講ずること。
- 二 本府省業務調整手当の導入に当たっては、本手当導入の趣旨と本府省における勤務の実態を十分踏まえ過不足なく支給対象範囲を定めること。また、本府省職員が長時間にわたる超過勤務を余儀なくされていることが、職員の心身の健康と本府省ひいては公務全体における人材確保に重大な影響を及ぼしていることにかんがみ、本府省職員の超過勤務の実態把握を行い、早急にその適正化を図ること。
- 三 非常勤職員について、早急に勤務の実態把握を行い、公務における位置付けを明確にするとともに、常勤職員との処遇の不均衡の是正、任用形態・勤務形態の在り方の検討などに取り組むこと。
- 四 勤務時間の短縮に当たっては、これまでの行政サービス水準を維持し、か

つ、行政コストの増加を招くことのないよう、公務能率の一層の向上に努めること。

五 公務員制度改革については、労働基本権の在り方を含め、職員団体等の意見を十分聴取し、国民の理解を得るよう最大限努力すること。

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）要旨

本案は、退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する国民の信頼確保に資するため、退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部又は一部を返納させることができることとする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部又は一部を返納させることができることとする等、退職手当について新たな支給制限及び返納の制度を設けること。
- 二 総務省に退職手当・恩給審査会を置き、国家公務員退職手当法及び恩給法の規定によりその権限に属させられた事項を処理させることとすること。
- 三 新たな支給制限及び返納制度の内容を踏まえ、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法における共済年金の一部支給制限について所要の改正を行うこと。
- 四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府及び人事院は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 昨今の一部府省の幹部職員の不祥事等に対し国民の厳しい批判が寄せられていることにかんがみ、綱紀の肅正をさらに徹底するとともに、行政及び公務員に対する国民の信頼を確保するための措置を引き続き検討すること。
- 二 退職後、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められた場合の退職手当の支給制限及び返納・納付制度の運用に当たっては、自ら非違行為を行わず、反論の手立ても乏しい遺族、相続人の取扱いについては、慎重な配慮を行うこと。
- 三 退職手当の一部支給制限制度及び一部返納制度については、これにより、いたずらに制裁としての効果を希薄化させ、公務規律の弛緩を招くことがないよう、厳正かつ公正な運用に努めること。また、いわゆる諭旨免職については、今回の退職手当制度の見直しの趣旨にかんがみ、適切な対応を図ること。

ととすること。

- 四 今回法律上の措置が講じられていない非特定独立行政法人等については、各法人に対し、国家公務員の場合に準じた検討を行い、必要な措置を講ずるよう要請すること。

【法務委員会】

国籍法の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）要旨

本案は、出生後日本国民である父に認知された子の日本の国籍の取得に関する国籍法の規定は一部違憲であるとの最高裁判所判決があったことにかんがみ、父母が婚姻をしていない場合における認知された子にも届出による日本の国籍の取得を可能とするとともに、国籍行政の適正な運用を図るために必要な法整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 届出による国籍取得の要件の見直し

出生時に日本国民との法律上の実親子関係が存在していないために出生により日本の国籍を取得しなかった子について、父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した場合には届出によって日本の国籍を取得することができることとされている規定を改め、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得したとの要件を削除することにより、出生後に日本国民から認知されて日本国民との法律上の実親子関係が生じた場合には、届出によって日本の国籍を取得することができるものとする。

二 罰則の新設

一の届出をする場合において、虚偽の届出をした者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処するものとする。

三 経過措置

20歳に達するまでに日本国民から認知されたが父母が婚姻していなかった者のうち、一の届出による日本の国籍の取得ができない者等について、所定の要件を満たすときは、施行日から3年以内に限り、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができるものとする。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して20日を経過した日から施行するものとする。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 日本国民から認知された外国人の子が届出により我が国の国籍を取得することができることとなることにかんがみ、国外に居住している者に対しても、本法の趣旨について十分な周知徹底に努めること。
- 二 我が国の国籍を取得することを目的とする虚偽の認知が行われるおそれがあることを踏まえ、国籍取得の届出に疑義がある場合に調査を行うに当たっ

ては、その認知が真正なものであることを十分に確認するため、調査の方法を通達で定めること等により出入国記録の調査を行う等万全な措置を講ずるよう努めるとともに、本法の施行後の状況を踏まえ、父子関係の科学的な確認方法を導入することの要否及び当否について検討すること。

三 ブローカー等が介在し組織的に虚偽の認知の届出を行うことによって日本国籍を取得する事案が発生するおそれがあることを踏まえ、入国管理局、警察等関係当局が緊密に連携し、情報収集体制の構築に努めるとともに、適切な捜査を行い、虚偽の届出を行った者に対する制裁が実効的なものとなるよう努めること。

四 本改正により重国籍者が増加することにかんがみ、重国籍に関する諸外国の動向を注視するとともに、我が国における在り方について検討を行うこと。

【財務金融委員会】

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号） 要旨

本案は、金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機能の強化等を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 国による株式等の引受け等に係る申込みの期限の延長

国が金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みの期限を平成24年3月31日まで延長すること。

二 国による株式等の引受け等の要件等の修正

1 経営強化計画の記載事項

- (一) 経営強化計画に記載が義務付けられている事項の一つである「信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策」を「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策」とすること。
- (二) 経営強化計画に記載が義務付けられている事項から次に掲げるものを削除すること。
 - (1) 経営強化計画の終期において、経営の改善の目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項
 - (2) 自己資本の基準に適合していない金融機関等が株式等の引受け等の決定を受けた場合における経営責任及び株主責任の明確化に関する事項

2 株式等の引受け等の要件

- (一) 株式等の引受け等の要件の一つである「地域における金融の円滑化が見込まれること」を「地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれること」とすること。
- (二) 株式等の引受け等の要件から、経営基盤の安定のための措置に係るものを削除すること。

三 協同組織中央金融機関等（全国を地区とする信用金庫連合会、信用協同組合連合会及び労働金庫連合会並びに農林中央金庫をいう。）に対する資本の増強に関する特別措置を新設すること。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(修正要旨)

一 経営強化計画の記載事項の明確化

経営強化計画の記載事項である「責任ある経営体制の確立に関する事項」に「従前の経営体制の見直しに関する事項」が含まれることを明確にすること。

二 協同組織金融機能強化方針の記載事項の追加

協同組織金融機能強化方針の記載事項として、「協同組織中央金融機関等における従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項」を追加すること。

三 協同組織金融機能強化方針に係る報告の公表事項の追加

協定銀行が優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等による協同組織金融機能強化方針に関する主務大臣への報告事項のうち、特別関係協同組織金融機関等の名称についても、主務大臣による公表事項とすること。

(附帯決議)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 農林中央金庫及び農協系統金融機関は、本法に基づく公的資金注入の対象となることにかんがみ、貸出し等の金融業務の実施に際しては、厳正な政治的中立性を確保すること。

一 農林中央金庫をはじめとする農協等系統金融機関の農業融資及び資金運用の実態については、その一層の開示に努めること。また、農林中央金庫については、その使命にかんがみ、農林中央金庫に対し公的資金を注入した場合には、農林水産行政に深く関わった理事長については、その報酬等の処遇情報は、自主的な開示がなされるよう、強く促すこと。

一 公的資金注入を受けた協同組織中央機関等については、その内容を、国会に報告すること。

一 農林中央金庫をはじめとする農協等系統金融機関は、農業者等の育成、農林水産業の発展を図ることを使命としていることにかんがみ、その資金については農業者等に対する金融の円滑化を一層図るとともに、市場運用については、十分留意するものとする。

一 地方公共団体が支配株主となっている金融機関については、支配株主である公共団体がその資本の充実について一義的に責任を持つこととする。

- 一 改正法の運用に当たっては、その趣旨である「中小企業の金融の円滑化や地域における経済の活性化」を旨とし、経営者の責めに帰すべき事由により経営難に陥った個別金融機関の安易な救済を目的とする運用は厳に慎むこと。
- 一 改正法の趣旨である「中小企業の金融の円滑化や地域における経済の活性化」を確実にするために、政府答弁に基づく「金融検査マニュアルの見直し」の迅速な実施と周知徹底を行うとともに、政府において中小企業の資金繰り状況の把握に努め、その結果に基づき、速やかに必要な対応に努めること。
- 一 中小企業に対する貸し渋り、貸しはがしを防止し、地域への貢献や中小企業に対する金融の円滑化などの情報を積極的に開示するよう、金融機関に対して要請する。

保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）要旨

本案は、最近における保険業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、保険契約者等の保護を図り、保険業に対する信頼性を維持するため、政府による補助を可能とする規定を延長するものであり、その内容は次のとおりである。

一 政府補助の特例措置の延長

平成21年3月末までに破綻した場合の生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関しては政府補助の特例措置が設けられており、当該政府補助の特例措置を3年間延長すること。（平成21年4月から平成24年3月末までの破綻に対応）

二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。
- 2 政府は、この法律の施行後3年以内に、生命保険契約者保護機構に対する政府の補助及び同機構による資金援助等の保険契約者等の保護のための特別の措置等に係る制度等の実施状況、同機構の財務の状況、保険会社の経営の健全性の状況等を勘案し、同機構の資金援助等に要する費用に係る負担の在り方、政府の補助に係る規定の継続の必要性等について検討を行い、適切な見直しを行うものとする。

【厚生労働委員会】

労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第81号）

要旨

本案は、長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するとともに仕事と生活の調和を図るため、労働時間制度の見直し等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 時間外労働に係る労使協定による労働時間の延長を適正なものとするために厚生労働大臣が定める基準で定めることができる事項として、割増賃金の率に関する事項を追加すること。
- 二 使用者が、1か月について80時間を超えて時間外労働をさせた場合には、その超えた時間の労働について、法定割増賃金率を2割5分から5割に引き上げるものとする。
- 三 使用者は、労使協定により、二の割増賃金を支払うべき労働者に対して、割増賃金の支払に代えて、有給の休暇を与えることができるものとする。
- 四 中小事業主に対しては、当分の間、二の適用を猶予することとし、この法律の施行後3年を経過した後にその適用について検討を行うものとする。
- 五 使用者は、労使協定により、労働者が年次有給休暇を時間を単位として請求したときは、5日の範囲内で時間を単位として年次有給休暇を与えることができるものとする。
- 六 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（修正要旨）

- 一 使用者が、1か月について60時間を超えて時間外労働をさせた場合には、その超えた時間の労働について、法定割増賃金率を2割5分から5割に引き上げるものとする。
- 二 原案において「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」となっている施行期日を「平成22年4月1日」に改めること。

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第53号）要旨

本案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等を踏まえ、国立がんセンター等の6つの国立高度専門医療センターをそれぞれ独立行政法人に移行させるため、各法人の名称、目的、業務の範囲等に関する

る事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 各法人の名称を、それぞれ独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センターとすること。
- 二 各法人は、国の医療政策として、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患に関する高度かつ専門的な医療等の向上を図ることを目的とし、医療等に関する調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等の業務を行うものとする。
- 三 各法人の役職員は非公務員とすること。
- 四 各法人に、役員として、理事長、監事及び理事を置き、その定数等を定めるものとする。
- 五 各法人は、施設の設置等に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができるものとする。とともに、政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、これらに係る債務を保証することができるものとする。
- 六 厚生労働大臣は、災害、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患の発生等の緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、各法人に対し、必要な業務の実施を求めることができるものとする。
- 七 この法律は、一部を除き、平成22年4月1日から施行すること。

(修正要旨)

- 一 国は、国立高度専門医療研究センターの調査、研究等を行う能力の強化等を図るため、必要な財政上の配慮をするものとする。
- 二 政府は、法施行後3年以内に、その業務として研究及び開発を行う他の独立行政法人の見直しその他の独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ、国立高度専門医療研究センターの組織及び業務について、独立行政法人として存続させることの適否を含めた検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(附帯決議)

政府及び独立行政法人国立高度専門医療研究センターは、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 政府は、独立行政法人国立高度専門医療研究センターと独立行政法人制度との整合性についての検討を行い、その検討に当たっては研究開発法人制度

についての検討も併せて行うものとする。

- 二 政府は、独立行政法人国立高度専門医療研究センターへの移行について、その進捗状況、課題などを明らかにし、新法人への移行前に国会へ報告を行うとともに必要な措置を講ずること。
- 三 政府は、独立行政法人国立高度専門医療研究センターに関わる長期債務をそれぞれの新法人が引き継ぐこととなると、その利払いや返済金の過大な負担により、新法人の本来目的である研究・診療の維持・拡充の妨げとなることのないよう必要な措置を講ずること。
- 四 独立行政法人国立高度専門医療研究センターは、厚生労働省の支援の下、新法人が、その本来目的である研究・診療の充実に真に資する事業計画策定や的確かつ迅速な意思決定等が行えるよう、新法人の権限、執行体制、人事、財務等の在り方について、現場の視点から綿密な検討を行い、新法人設立までに十分な準備を行うこと。
- 五 独立行政法人国立国際医療研究センター国府台病院及び独立行政法人国立長寿医療研究センターは、その求められた役割を適切に果たすことができるよう、その機能の強化を図るとともに、その業務の実績や社会的な評価を含む法の実施状況を勘案し、国はその存否についても検討を行い、必要に応じて財政的支援を含め所要の措置を講ずること。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第69号）要旨

本案は、障害者の雇用機会が十分に確保されていない状況等にあることにかんがみ、障害者雇用施策の充実強化を図り、働く意欲・能力のある障害者の雇用を一層促進するため、障害者雇用納付金の徴収等の適用対象を中小企業に拡大するとともに、短時間労働者を雇用義務の対象に追加する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 障害者雇用納付金制度の適用対象を、平成22年7月1日からその雇用する労働者の数が常時201人以上である事業主に、平成27年4月1日から常時101人以上である事業主に段階的に拡大すること。
- 二 雇用義務等に関する規定における労働者数及び障害者雇用率の算定に当たっては、短時間労働者は、その1人をもって、厚生労働省令で定める数の労働者に相当するものとみなすこと。
- 三 事業協同組合等において、組合及び組合員たる事業主が、障害者雇用の促

進を確実に達成できると認められる等の基準に適合するものとして厚生労働大臣の認定を受けた場合は、まとめて実雇用率を算定する特例を設けること。

四 地域障害者職業センターの業務に、障害者就業・生活支援センター等の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言、援助等を追加すること。

五 この法律は、一部を除き、平成21年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 精神障害者を雇用義務の対象に加えることについて、可能な限り早期に検討を行うこと。また、その際、障害者手帳のない発達障害者や難病等のある者の取扱いについても検討を行うこと。
- 二 精神障害者を実雇用率に算定するに当たって、雇用率の達成指導を引き続き厳正に行うとともに、精神障害者保健福祉手帳の取得や申出の強要など本人の意に反した雇用率制度の適用等が行われないよう、プライバシーに配慮した対象者の把握・確認の在り方について、必要な措置を講ずること。合わせて、精神障害者について、各企業において、メンタルヘルス対策とともに、円滑な復職や職場定着を図るための必要な措置が採られるよう指導を行うこと。
- 三 精神障害者の雇用環境の整備を図るため、障害者本人及び企業に対する支援策の充実を図るとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター等の支援機関におけるカウンセラーの増員等相談・支援体制の整備に努めること。また、精神障害者の職業能力開発を効果的に実施するため、職業能力開発校における職業訓練内容、カリキュラム、指導方法等について引き続き検討を行い、早急に確立し、普及させること。
- 四 短時間労働者を雇用義務の対象に追加するに当たっては、これまでフルタイム労働だった障害者が短時間労働に移行し、健康保険や厚生年金への非加入となることのないよう、必要な措置を講ずるとともに、事業主に対し、十分な周知、指導を行うこと。
- 五 現に雇用されている障害者について、雇用の状況（正規雇用、非正規雇用）、社会保険の加入有無、職場における定着率等を把握し、それを踏まえ、障害者の雇用管理の改善等に向けて、所要の措置を講ずること。
- 六 障害者雇用納付金制度の適用拡大に当たっては、中小企業の経営環境に配

慮しつつ、障害者雇用が円滑に促進されるよう必要な支援を行うこととし、障害者雇用調整金、助成金の支給等の納付金関係業務が適切に行われるよう体制整備に努めること。

- 七 視覚・聴覚障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者等の個々の障害特性に応じてきめ細かな支援を行うことが必要な求職者が増加していることにかんがみ、適切な職業訓練の機会を十分確保するとともに、専門的な知識経験を有する者を公共職業安定所に相談員として配置する等相談支援体制の充実強化等により有効求職者の解消を図ること。また、職場定着を着実に進めるため、職場適応援助者（ジョブコーチ）として企業において障害者の就労支援の経験のある者を活用する等により、質を確保しつつ、必要な数の職場適応援助者の確保に努めること。
- 八 難病等のある者の雇用を進めるため、特定求職者雇用開発助成金の対象とすることなど就労支援策の充実について早期に検討を行うこと。
- 九 現行の障害認定は身体障害者福祉法等に基づいているが、「働く」という観点を踏まえ、労働能力に基づく障害認定の在り方について検討を行うこと。その際、「重度障害者」に関する認定の在り方についても検討を行うこと。
- 十 障害による稼働能力の制限を受けた労働の結果、所得が低い状態に放置され自立した生活が困難な場合において、最低限の社会生活を営むことが可能となるよう所得の確保の在り方について検討を行うこと。
- 十一 障害者の雇用の更なる促進に当たっては、障害者権利条約批准に向けての国内法の整備として雇用分野における合理的配慮規定等について検討を行い、障害者の労働者としての権利の確立を図るため、必要な措置を講じること。合わせて、これらの観点から、障害者差別禁止に係る法整備についても、速やかに検討すること。

児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）要旨

本案は、我が国における急速な少子化の進行、児童虐待等の問題にかんがみ、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、地域における子育て支援の充実、要保護児童等に対する支援の強化、地方公共団体及び事業主の取組の強化等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 児童福祉法の一部改正

- 1 子育て支援のための新たな事業として、乳児家庭全戸訪問事業、養育支

援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び家庭的保育事業を法律上位置付けるとともに、都道府県はこれらの事業に対して指導監督を行うものとする。

2 要保護児童に対する家庭的環境における養育の充実を図るため、養子縁組を前提としない養育里親の制度化等を行うとともに、小規模住居型児童養育事業を創設すること。

3 児童養護施設の職員等が入所児童等に対して行う被措置児童等虐待について通告義務を設けるとともに、都道府県は通告等を受けたときは必要な措置を講ずるものとする。

二 次世代育成支援対策推進法の一部改正

1 市町村行動計画において保育の実施の事業等に係る目標等を定めるに当たっての参酌標準を国において設定するものとする。

2 一般事業主行動計画の策定等の義務付けの範囲の拡大、当該計画について策定等の義務が課せられる一般事業主に対する公表及び労働者への周知の義務等を規定すること。

三 施行期日

この法律は、一部を除き、平成21年4月1日から施行すること。

国民健康保険法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第2号）要旨

本案は、国民健康保険の保険料を親が滞納すること等によって、いわゆる無保険状態となつて必要なときに適切な医療を受けられないおそれのある子どもが多数生じている事態にかんがみ、子どもの心身ともに健やかな育成に資するため、保険料の滞納に責任のない子どもの救済を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 市町村は、国民健康保険の保険料の滞納により被保険者証が返還された場合において、その世帯に義務教育修了前の者がいるときは、その者に係る有効期間を6月とする被保険者証を交付すること。

二 市町村は、国民健康保険の保険料の滞納の防止等のための措置を講じなければならないこと。

三 この法律は、平成21年4月1日から施行すること。

【経済産業委員会】

外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）要旨

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（平成20年10月10日閣議決定）に基づき、平成20年10月14日から平成21年4月13日までの間、同法第52条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物について経済産業大臣の輸入承認義務を課する措置及び同法第25条第4項の規定による原産地又は船積地域が北朝鮮であって第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第10条第2項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

【国土交通委員会】

長期優良住宅の普及の促進に関する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第44号）要旨

本案は、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅の普及を促進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われている住宅の流通を促進する制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 「長期優良住宅」とは、住宅であって、その構造及び設備が長期使用構造等であるものをいうこと。また、「長期使用構造等」とは、次に掲げる措置が講じられた住宅の構造及び設備をいうこと。
 - 1 腐食等の防止及び地震に対する安全性の確保に関し国土交通省令で定める誘導基準に適合させるための措置
 - 2 住宅の利用の状況の変化に対応した構造及び設備の変更を容易にするための措置として国土交通省令で定めるもの
 - 3 維持保全（住宅の構造耐力上主要な部分等の点検又は調査及び必要に応じた修繕等を行うこと）を容易にするための措置として国土交通省令で定めるもの
 - 4 日常生活に身体の機能上の制限を受ける高齢者の利用上の利便性及び安全性、エネルギーの使用の効率性その他住宅の品質又は性能に関し国土交通省令で定める誘導基準に適合させるための措置
- 二 国土交通大臣は、長期優良住宅の普及の促進に関する基本方針を定めなければならないこととし、基本方針には、長期優良住宅の普及の促進のための施策に関する基本的事項等を定めること。
- 三 住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、自ら建築後の住宅の維持保全を行おうとする者等は、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁（市区町村長又は都道府県知事）の認定を申請することができること。
- 四 所管行政庁は、長期優良住宅建築等計画が一定の基準に適合するときは、その認定をすることができること。
- 五 三による認定の申請をする者が併せて建築基準法の規定による確認の申請書を提出し、所管行政庁が建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知

を受けて四の認定をしたときは、確認済証の交付があったものとみなすこと。

六 四による認定を受けた者は、長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならないこと。

七 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(修正要旨)

一 国及び地方公共団体は、長期優良住宅の普及を促進するために必要な人材の養成及び資質の向上に努めなければならないこと。

二 長期優良住宅の維持保全を業として行う者は、長期優良住宅の所有者又は管理者に対し、当該長期優良住宅の維持保全を適切に行うために必要な情報を提供するように努めなければならないこと。

三 国は、長期優良住宅の普及を促進するため、住宅の建設における木材の使用に関する伝統的な技術を含め、長期使用構造等に係る技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならないこと。

四 国土交通大臣は、基本方針を定めるに当たっては、国産材の適切な利用が確保されることにより我が国における森林の適正な整備及び保全が図られ、地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に資することにかんがみ、国産材その他の木材を使用した長期優良住宅の普及が図られるよう配慮すること。

五 長期優良住宅の認定基準として、建築をしようとする住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることを追加すること。

六 国及び地方公共団体は、認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録の作成及び保存を容易にするため、必要な援助を行うよう努めること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 住生活の向上及び環境負荷の軽減の観点から、約5,400万戸の既存の住宅ストックの長期使用化も重要であるため、既存住宅の改修、維持保全、流通の促進等により、既存住宅の長寿命化に取り組むとともに、既存住宅への長期優良住宅の認定のあり方等について検討を行うこと。

二 住宅の品質確保の促進による住宅の長寿命化を図るため、新築住宅及び既

存住宅の住宅性能表示制度の普及の一層の促進に努力すること。

- 三 長期優良住宅の認定・維持保全を通じた制度の円滑な運用に当たって、地方公共団体の役割が重要であることにかんがみ、地方公共団体に対する指導、支援に努めること。
- 四 長期優良住宅の普及の促進のためには、都市計画制度やまちづくり政策との連動・連携が重要であることにかんがみ、法施行後の状況等を把握しながら、必要な法令の整備と運用改善に向け、検討を行うこと。
- 五 法施行時の関係者の混乱がないよう、関係者に対する制度の周知、体制の整備に万全を期すこと。また、改正建築士法による設備設計一級建築士による設計又は法適合確認の義務付けに当たっては、設備設計一級建築士の地域偏在状況を踏まえ、制度の円滑な運用について万全を期すためにも、「建築士制度のあり方」に関して関係団体等と協議し、必要に応じ、適切な措置を講じること。

**特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、
特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）要旨**

本件は、平成18年10月14日より北朝鮮船籍のすべての船舶の入港を禁止することとする同年10月13日の閣議決定等により変更された同年7月5日の閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、平成20年10月10日、入港禁止の期間を平成21年4月13日まで延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

【安全保障委員会】

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）要旨

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて本府省業務調整手当を新設するとともに、退職手当の例に準じて若年定年退職者給付金について新たな支給制限及び返納の制度を設ける等所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 一般職の国家公務員に準じて、防衛省の職員の昇給は、昇給日に、同日前において政令で定める日以前1年間の勤務成績に応じて行うものとし、この場合において、同日の翌日から昇給日の前日までの間に懲戒処分を受けたこと等の事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- 二 防衛省の職員に対して支給する手当として、本府省業務調整手当を新設すること。
- 三 退職手当の例に準じて退職後に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められる者の若年定年退職者給付金を返納させることができることとするなど若年定年退職者給付金について新たな支給制限及び返納の制度を設ける等の措置を講ずること。
- 四 この法律は、平成21年4月1日から施行すること。ただし、一の規定は一般職の国家公務員の昇給に関する改正規定の施行の日とし、三の規定は国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行の日とする。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 防衛省・自衛隊は、昨年来、一連の不祥事が続き、国民の信頼を大きく損なうこととなったことを重く受け止め、防衛省改革の実行を徹底することで、国民の理解と支援を得るよう努めること。
- 二 前航空幕僚長がこれまでの政府見解を逸脱した論文を応募、発表したことにより防衛省・自衛隊に対する国民の理解と信頼を大きく損ねたことは、遺憾の極みであり、当該事案の徹底的な究明を図った上で、再発防止策の確立・徹底を図ること。
- 三 統合幕僚長及び陸・海・空の各幕僚長の人事に関しては、任命権者としての重大な責任を認識し、最適な人材を任命するとともに、自衛隊幹部が政府

の一員としての自覚をもった言動に努めるよう、厳格な幹部教育を実施すること。

四 防衛省・自衛隊における教育の在り方を総点検し、国を守る意識や歴史観も含めて、適切な教育を行うこと。

五 退職公務員に対する退職金の返納の在り方について、公共の利益を重視する見地から返納事由及び処分手続の見直し等検討の余地がないかを徹底的に検証するとともに、新設される本府省業務調整手当の趣旨、運用に当たっては、その在り方も含め、不断の検証を進め、改善を図ること。

【予算委員会】

平成20年度一般会計補正予算（第1号）

本補正予算は、平成20年8月29日に決定された「安心実現のための緊急総合対策」を実施するために必要な経費の追加について措置を講ずる一方、既定経費の節減及び予備費の減額を行っている。歳入面においては、前年度剰余金の受入れを計上するほか、その他収入の増収を見込み、公債金については、「財政法」（昭和22年法律第34号）第4条第1項ただし書の規定による公債の増発を行う一方、「平成20年度における公債の発行の特例に関する法律」（平成20年法律第24号）第2条第1項の規定による公債を減額するなど所要の補正措置を講ずるものである。

本補正の結果、平成20年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

当初	83,061,340 百万円
補正	1,064,122 百万円
計	84,125,462 百万円

歳出

当初	83,061,340 百万円
補正	1,064,122 百万円
計	84,125,462 百万円

一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1 政府資産整理収入	7,809 百万円
2 雑収入	29,404 百万円
3 公債金	395,000 百万円
(1) 公債金	1,027,000 百万円
(2) 特例公債金	632,000 百万円
4 前年度剰余金受入	631,908 百万円
計	1,064,122 百万円

歳出

1 緊急安心実現総合対策費	1,808,093 百万円
(1) 生活者の不安の解消	351,819 百万円

(2) 住まいと防災対策	729,612 百万円
(3) 低炭素社会の実現と強い農林水産業創出	188,133 百万円
(4) 中小企業等の活力向上	446,910 百万円
(5) 地方公共団体に対する配慮	91,619 百万円
2 国債整理基金特別会計へ繰入	315,954 百万円
3 既定経費の節減	959,925 百万円
4 予備費の減額	100,000 百万円
計	1,064,122 百万円

平成20年度特別会計補正予算（特第1号）

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、国債整理基金特別会計、社会資本整備事業特別会計等14特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、労働保険特別会計等2特別会計においては、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳 入（百万円）	歳 出（百万円）
交付税及び譲与税配付金勘定		
当初	50,940,402	50,773,602
補正	65,619	65,612
計	51,006,021	50,839,214

2 国債整理基金特別会計

	歳 入（百万円）	歳 出（百万円）
当初	201,898,850	181,898,850
補正	279,530	279,529
計	201,619,320	181,619,320

3 エネルギー対策特別会計

	歳 入（百万円）	歳 出（百万円）
エネルギー需給勘定		
当初	2,206,601	2,206,601

補正	45,350	45,350
計	2,251,951	2,251,951
4 労働保険特別会計		
	歳入(百万円)	歳出(百万円)
雇用勘定		
当初	2,678,069	2,185,364
補正	6,513	6,513
計	2,684,582	2,191,877
5 社会資本整備事業特別会計		
	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 治水勘定		
当初	1,082,739	1,082,739
補正	54,700	54,700
計	1,137,439	1,137,439
(2) 道路整備勘定		
当初	3,610,096	3,610,096
補正	145,202	145,202
計	3,755,298	3,755,298
(3) 港湾勘定		
当初	324,176	324,176
補正	9,793	9,793
計	333,969	333,969
(4) 空港整備勘定		
当初	542,844	542,844
補正	3,640	3,640
計	546,484	546,484
(5) 業務勘定		
当初	232,746	232,746
補正	4,403	4,403
計	228,343	228,343

以上のほかに、登記特別会計、国立高度専門医療センター特別会計、船員保険特別会計、年金特別会計、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計、国有林野事業特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計及び自動車安全

特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

国庫債務負担行為の追加を行うのは、労働保険特別会計及び年金特別会計である。

平成20年度政府関係機関補正予算（機第1号）

本補正予算は、株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正措置を講ずるものである。

政府関係機関補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

株式会社日本政策金融公庫

1 国民一般向け業務

借入金の限度額を970,000百万円から1,049,500百万円に改めることとすること。

2 中小企業者向け業務

借入金の限度額を404,600百万円から447,600百万円に改めることとすること。

【国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会】

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）要旨

本案は、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（以下「補給支援特別措置法」という。）に基づき我が国が実施する措置を引き続き実施し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資するため、所要の改正を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一 補給支援特別措置法の期限を1年間延長すること。
- 二 この法律は、公布の日から施行すること。

通過議案概要一覧

委員会名	議案名	概要	提出	成立
内閣	銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）（修正）	最近の銃砲刀剣類等を使用した凶悪犯罪の発生状況等にかんがみ、所持の禁止の対象となる剣の範囲を拡大するとともに、銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化、実包等の所持に関する規制の強化、銃砲刀剣類の所持者に対する監督の強化等の措置を講ずるもの なお、猟銃又は空気銃の所持許可に係る申請書に医師の診断書の添付を義務付けること、猟銃の所持者に対する検査等の対象に実包の所持状況に係る帳簿を加えること、調査を行う間における保管制度の適用対象に刀剣類を加えること、銃砲刀剣類の確実な引渡しの確保を図ること等を内容とする修正を行った。	10/21	11/28
総務	地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律案（内閣提出第5号）	地方税法等の一部を改正する法律等が平成20年4月1日後に公布されたことにより生じた地方税等の収入の減少に伴う地方公共団体の平成20年度の減収を補てんするため、地方税等減収補てん臨時交付金（自動車取得税減収補てん臨時交付金、軽油引取税減収補てん臨時交付金及び地方道路譲与税減収補てん臨時交付金）の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めようとするもの	9/29	10/16
	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	本年8月の人事院勧告にかんがみ、給与法に関し、本府省業務調整手当の新設、医師に対する初任給調整手当の支給限度月額の上上げのほか、新たな人事評価制度による評価結果の活用のための措置を講ずるとともに、1週間当たりの勤務時間を40時間から38時間45分に改めるため、勤務時間法等について所要の規定を整備するもの	12/ 2	12/19
	国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する国民の信頼確保に資するため、退職後、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部又は一部を返納させることができることとする等の措置を講ずるもの	12/ 2	12/19
法務	国籍法の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	出生後日本国民である父に認知された子の日本の国籍の取得について、父母が婚姻をしていない場合にも届出による日本の国籍の取得を可能とするとともに、罰則の新設等国籍行政の適正な運用を図るために必要な法整備を行うもの	11/ 4	12/ 5

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
財務金融	金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）（修正）	金融機能の強化等を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期するため、国の資本参加等に関する申請期限の延長、資本参加の要件の一部緩和、協同組織中央金融機関等に対する資本参加の枠組みの整備等の措置を講ずるもの なお、経営強化計画の記載事項の明確化、協同組織金融機能強化方針の記載事項の追加及び協同組織金融機能強化方針に係る報告の公表事項の追加を内容とする修正を行った。	10/24	12/12
	保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	保険契約者等の保護を図り、保険業に対する信頼性を維持するため、生命保険会社が破綻した場合に生命保険契約者保護機構が行う資金援助等について、政府の補助を可能とする特例措置を延長するもの	10/24	12/12
厚生労働	労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第81号）（修正）	1か月80時間を超える時間外労働について、法定割増賃金率を2割5分から5割に引き上げるとともに、現在、原則として日単位で取得することとされている年次有給休暇について、労使協定により、5日分は時間単位での取得を可能とするもの なお、法定割増賃金率の引上げに関する規定について、1か月60時間を超える時間外労働に適用すること及び施行期日を平成22年4月1日とする修正を行った。	(2007) 3/13	12/ 5
	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第53号）（修正）	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等を踏まえ、国立がんセンター等の6つの国立高度専門医療センターをそれぞれ独立行政法人に移行させるため、各法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるもの なお、国立高度専門医療研究センターの調査、研究等を行う能力の強化等を図るため、必要な財政上の配慮をするとともに、法施行後3年以内に、研究及び開発を行う他の独立行政法人の見直し等の状況を踏まえ、必要な措置を講ずることを内容とする修正を行った。	2/29	12/12

委員会名	議案名	概要	提出	成立
厚生労働	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第69号）	障害者雇用納付金制度の適用対象をその雇用する労働者の数が常時101人以上である事業主に段階的に拡大するとともに、週所定労働時間20時間以上30時間未満の短時間労働者を雇用義務の対象に追加するもの	3/ 7	12/19
	児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、子育て支援の充実、要保護児童に対する家庭的環境における養育の充実、地方公共団体及び事業主の取組の強化等の措置を講ずるもの	11/ 4	11/26
	国民健康保険法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第2号）	いわゆる無保険状態の子どもの救済を図るため、市町村は、国民健康保険の保険料の滞納により被保険者証を返還した世帯に義務教育修了前の者がいるときは、その者に係る有効期間が6か月の被保険者証を交付するもの	12/10	12/19
経済産業	外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	外国為替及び外国貿易法に基づいて平成18年10月14日から実施されている北朝鮮からの輸入を全面禁止するなどの措置について、平成20年10月14日以降も継続して当該措置を講じたことについて、国会の承認を求めるもの	10/21	11/26
国土交通	長期優良住宅の普及の促進に関する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第44号）（修正）	長期にわたり良好な状態で使用できる優良な住宅の普及を促進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定、当該計画に基づき建築及び維持保全が行われている住宅の流通を促進する制度の創設等の措置を講ずるもの なお、長期優良住宅の普及を促進するために必要な人材の養成、基本方針を定めるに当たっての木造住宅への配慮を追加する等の修正を行った。	2/26	11/28

委員会名	議案名	概要	提出	成立
国土交通	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	入港禁止についての平成18年7月5日の閣議決定の一部を変更（北朝鮮船籍のすべての船舶の入港禁止の期間を平成21年4月13日まで延長）したため、特定船舶入港禁止法第5条第1項の規定に基づき、入港禁止の実施について国会の承認を求めるもの	10/21	11/21
安全保障	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）	一般職の国家公務員の例に準じて防衛省の職員の昇給に関する規定を整備するほか、本府省業務調整手当を新設するとともに、若年定年退職者給付金について支給制限及び返納の制度を設ける等の措置を講ずるもの	12/ 2	12/19
予算	平成20年度補正予算（第1号、特第1号、機第1号）	歳出面において、安心実現のための緊急総合対策を実施するための経費の追加等を行い、歳入面において、前年度剰余金の受入れ及び公債金の増額等を行うもの この結果、平成20年度一般会計補正後予算の総額は、当初予算に対し1兆641億円増加し、84兆1,254億円となる。 また、特別会計予算及び政府関係機関予算について、それぞれ所要の補正措置が講じられている。	9/29	10/16
テロ・イラク	テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対し補給支援活動を引き続き実施するため、本法の期限を1年間延長するもの	9/29	12/12

憲法第59条第2項の規定により本院議決案を再可決したものである。

【参考】 閉会中審査議案概要一覧

(〇 は内閣提出、 △ は衆法、 ☆ は参法)

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	株式会社地域力再生機構法案(内閣提出、第169回国会閣法第14号)	雇用の安定等に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の再建を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、地域経済において重要な役割を果たしていながら過大な債務を負っている事業者に対し、金融機関等からの債権の買取り等を通じてその事業の再生を支援することを目的とする法人として、株式会社地域力再生機構を設立するもの
	独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(内閣提出、第169回国会閣法第79号)	独立行政法人に係る制度の改革を進めるため、評価機関の一元化、監事の職務権限の強化等による業務の適正化のための措置を講ずるとともに、非特定独立行政法人の役職員に係る再就職規制を導入するほか、不要財産の国庫納付等について定めるもの
	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、第169回国会閣法第80号)	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、各府省に置かれる独立行政法人評価委員会に関する規定を削除する等、関係法律の規定の整備等を行うもの
	消費者庁設置法案(内閣提出第1号)	消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を一体的に行わせるため、内閣府の外局として消費者庁を設置するもの
	消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第2号)	消費者庁設置法の施行に伴い、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律及び食品衛生法その他の関係法律について、所要の規定を整備するもの
	消費者安全法案(内閣提出第3号)	消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずるもの
	消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案(長妻昭君外2名提出、第164回国会衆法第26号)(民)	消費生活用製品等及び特定生活関連物品による危害の発生又は拡大の防止を図り、一般消費者の利益を保護するため、これらの物品に係る危険情報の提供等が適切に行われるよう、危害防止措置等の必要な措置を定めるもの

委員会名	議 案 名	概 要
総務	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第97号）	地方公務員に係る制度の改革を進めるため、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保するもの
	独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第50号）	独立行政法人統計センターの改革を推進するため、同法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人（いわゆる非公務員型の独立行政法人）とするもの
	行政不服審査法案（内閣提出、第169回国会閣法第76号）	行政庁の処分又は不作為に対する不服申立ての制度について、より簡易迅速かつ公正な手続による国民の権利利益の救済を図るため、不服申立ての種類の一元化及び審理の一段階化、審理員による審理手続、行政不服審査会への諮問手続の導入等を行うもの
	行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第77号）	行政不服審査法の施行に伴い、情報公開・個人情報保護審査会設置法の廃止その他の関係法律の規定の整備等を行うもの
	行政手続法の一部を改正する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第78号）	処分及び行政指導に関する手続について、行政運営における公正の確保を図るため、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度等を整備するもの
	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外4名提出、第166回国会衆法第29号） （民）	地方公共団体の機関等の業務の公正な執行の確保等に資するため、地方公務員の離職後の就職に係る制限に関する措置を定めるもの
	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外4名提出、第166回国会衆法第41号） （民）	地方公務員制度の改革を一層進め、地方公共団体の機関等の業務の公正な執行の確保等に資するため、地方公務員による他の役職員の再就職に係る依頼等の規制及び再就職者による依頼等の規制の導入等の退職管理の適正化に関する措置を講ずるもの
	特定連合国裁判被拘禁者等に対する特別給付金の支給に関する法律案（大畠章宏君外2名提出、第169回国会衆法第21号） （民）	特定連合国裁判被拘禁者が置かれている特別の事情等にかんがみ、人道的精神に基づき、これらの者及びその遺族に特別給付金を支給するための措置を講ずるもの

委員会名	議 案 名	概 要
法務	<p>犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第163回国会閣法第22号）</p>	<p>組織的な犯罪の共謀罪の新設、コンピュータ・ウィルス作成罪の新設、通信履歴の電磁的記録の保全要請、強制執行を妨害する行為の処罰対象の拡充等の法整備を行うもの</p>
	<p>刑事訴訟法の一部を改正する法律案（河村たかし君外 2 名提出、第164回国会衆法第13号）（民）</p>	<p>被疑者の取調べ等について弁護人の立会いを認める制度及び被疑者の取調べ状況等の録音・録画を義務付ける制度を導入するとともに、権利保釈の除外事由を制限する等の措置を講ずるもの</p>
	<p>民法の一部を改正する法律案（枝野幸男君外 6 名提出、第164回国会衆法第35号） （民・共・社・無）</p>	<p>婚姻制度に関し、選択的夫婦別氏制の導入並びに婚姻最低年齢及び再婚禁止期間の見直し等を行い、相続制度に関し、嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分と同一とする等の措置を講ずるもの</p>
	<p>債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案（原田義昭君外 3 名提出、第166回国会衆法第48号） （自・公）</p>	<p>事業の再生等を通じた金融機能の強化が求められていることにかんがみ、不良債権処理、資産流動化及び倒産処理の迅速化の一層の促進を図るため、債権回収会社の取扱債権の範囲を拡大する等の措置を講ずるもの</p>
	<p>非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案（細川律夫君外 1 名提出、第166回国会衆法第51号） （民）</p>	<p>非自然死体の死亡原因、死亡の推定年月日時と場所、犯罪の嫌疑の有無などの究明に関して都道府県警察の死因調査専門職員の派遣など必要な手続と方法を定めるもの</p>
	<p>法医学研究所設置法案（細川律夫君外 1 名提出、第166回国会衆法第52号） （民）</p>	<p>犯罪死体・非犯罪死体の区別なく、死体の検案・解剖、身元が明らかでない死体の指紋・歯形の分析や遺伝子構造の鑑定その他の科学的調査を適確に行うために法医学研究所を国の施設等機関として設置することを定めるもの</p>
	<p>児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（森山眞弓君外 2 名提出、第169回国会衆法第32号） （自・公）</p>	<p>児童ポルノをみだりに所持すること等を一般的に禁止するとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する罰則を設け、あわせてインターネット事業者について児童ポルノの所持、提供等の行為の防止措置に関する規定の新設等の法整備を行うもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
外務	刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	我が国と香港との間で、捜査、訴追その他の刑事手続に関する共助に係る要件、手続等について定めるもの
	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	我が国とウズベキスタンとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの
	航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	我が国とサウジアラビアとの間で、定期航空路の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めるもの
文部科学	学校教育法の一部を改正する法律案（武正公一君外4名提出、第165回国会衆法第2号）（民）	小・中・高等学校等において、いじめや不登校等の問題等に対応するとともに、児童生徒が適切な職業選択その他の進路決定を行うための指導ができるようにするため、専門的知識をもって、児童生徒の心理相談又は進路相談に応じ、指導及び助言を行う専門相談員を置くことができるようにするもの
厚生労働	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第95号）	公的年金制度全体に対する国民の信頼を高めるため、公務員及び私立学校教職員についても厚生年金保険制度を適用する措置を講ずるほか、短時間労働者への厚生年金保険制度の適用拡大等の措置を講じようとするもの
	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	日雇派遣を原則として禁止し、グループ企業派遣の割合を100分の80以下に規制するとともに、期間を定めないで雇用される派遣労働者については、派遣先が特定することを目的とする行為を解禁するもの
	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（中山太郎君外5名提出、第164回国会衆法第14号）（自・公）	脳死判定、臓器摘出を可能とする要件について、本人の意思が不明で家族の書面による承諾がある場合を、現行の要件に追加する等の改正を行うもの

委員会名	議 案 名	概 要
厚生労働	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（石井啓一君外 1 名提出、第164回国会衆法第15号） （自・公）	脳死判定、臓器摘出についての本人の意思表示ができる年齢要件を、現行の15歳以上から、12歳以上に引き下げる等の改正を行うもの
	国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（後藤茂之君外 2 名提出、第168回国会衆法第 6 号） （自・公）	年金教育・広報等の事業について、施設の建設等を行わないことを条文上明記するほか、年金事業運営経費の国庫及び年金保険料の財源ごとの用途を国会に報告することとするもの
	肝炎対策基本法案（川崎二郎君外 9 名提出、第168回国会衆法第 8 号） （自・公）	肝炎対策を総合的に推進するため、肝炎対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びに肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、肝炎患者の療養に係る経済的支援等肝炎対策の基本となる事項を定めるもの
	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（金田誠一君外 2 名提出、第168回国会衆法第18号） （民・社）	脳死の定義を「脳幹を含む脳全体のすべての機能が不可逆的に喪失すること」に改めるとともに、生体からの臓器移植について、移植対象者の親族が臓器を提供する意思を書面により表示している場合に認めることとするもの
	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案（後藤茂之君外 3 名提出、第169回国会衆法第 5 号） （自・公）	「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」、「きゆう師」、「歯科衛生士」、「診療放射線技師」、「歯科技工士」及び「柔道整復師」の各資格に係る試験について、名称上「国家試験」と明示するもの
	基礎年金番号を用いての把握がされていない年金個人情報に係る本人の特定に関する調査の実施等に関する法律案（長妻昭君外 4 名提出、第169回国会衆法第10号） （民）	公的年金制度に対する国民の信頼の回復を図るため、本人特定調査の適切な実施等のために必要な事項を定めることにより、年金給付が事実に基づき適正に行われることを確保しようとするもの
	国民年金の任意加入被保険者であった者が納付した超過分保険料の額に相当する金額の還付のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（長妻昭君外 4 名提出、第169回国会衆法第11号） （民）	国民年金の任意加入被保険者であった者が満額の老齢基礎年金の給付を受けられることができる要件を満たした後に納付した保険料を還付できるようにするもの

委員会名	議 案 名	概 要
厚生労働	<p>国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案（谷畑孝君外 7 名提出、第169回国会衆法第20号） （自・公）</p>	<p>国及び独立行政法人等は、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設から物品等を調達するよう努めるとともに、障害者就労施設からの物品等の調達の推進に関する基本方針等を作成し、毎会計年度の終了後、調達の実績を公表することとするもの</p>
	<p>国民年金法等の一部を改正する法律案（長勢甚遠君外 3 名提出、第169回国会衆法第23号） （自・公）</p>	<p>障害年金の受給権者について結婚や子の出生等による生活状況の変化に応じたきめ細かな対応を図る観点から、障害基礎年金、障害厚生年金等の額の加算に係る子及び配偶者の範囲を拡大するもの</p>
	<p>国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、第168回国会参法第 1 号）</p>	<p>年金保険料を年金事務費及び年金教育・広報等の事業に要する費用に充てず、国庫で負担することとするもの</p>
	<p>後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案（参議院提出、第169回国会参法第17号）</p>	<p>平成20年 4 月 1 日に実施された後期高齢者医療制度その他の高齢者の医療の確保に関する法律に定める諸制度等が国民の高齢期における適切な医療を確保するものとなっていないこと等にかんがみ、これらの制度を廃止して老人保健制度を再び導入する等の措置を講じようとするもの</p>
農林水産	<p>牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案（山田正彦君外 6 名提出、第163回国会衆法第 7 号） （民・共・社）</p>	<p>我が国に牛肉等を輸出する国について、牛海綿状脳症（ B S E ）の発生するおそれの程度を評価し、そのおそれが相当程度ある国を政令で指定（指定国）するとともに、指定国から輸入される牛肉等について、我が国と同等の検査及び危険部位の除去が行われたことの証明を求める等の措置を講ずるもの</p>
	<p>輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（山田正彦君外 6 名提出、第163回国会衆法第 8 号） （民・共・社）</p>	<p>我が国に牛肉を輸出する国で牛海綿状脳症（ B S E ）が発生した場合に備え、輸入牛肉に係る牛の個体の識別のための情報の適正な管理・伝達に関する特別の措置を講ずるもの</p>
	<p>有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（古賀誠君外 4 名提出、第168回国会衆法第 9 号）（自・公）</p>	<p>有明海・八代海総合調査評価委員会の所掌事務について改正を行い、法律の施行後 5 年以内に行うこととされている見直しの後にも、引き続き、有明海及び八代海の再生に係る評価を行うことができるようにするもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
農林水産	食品情報管理伝達システムの導入の促進に関する法律案（筒井信隆君外 3 名提出、第169回国会衆法第12号）（民）	食品に関する情報提供を促進し消費者の食品の選択等に資するとともに、食品に関する事故等が発生した場合に迅速かつ適確に対応するための措置の実施の基礎とするため、食品情報管理伝達（トレーサビリティ）システムについて定めることによりその導入を促進するもの
	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等の一部を改正する法律案（筒井信隆君外 3 名提出、第169回国会衆法第13号）（民）	食品の安全性を確保し、食品に関する消費者の合理的な選択に資するため、加工食品について原料原産地等の表示の義務付けの拡大、輸入食品等に係る安全性確保措置の厚生労働大臣への届出の義務化等の措置を講ずるもの
	食品の安全性の確保を図るための農林水産省設置法等の一部を改正する法律案（筒井信隆君外 3 名提出、第169回国会衆法第14号）（民）	食品の安全性の確保等の課題に迅速かつ適切に対応することができる体制を整備するため、農林水産省に食品安全庁を新設し、食品安全行政のリスク管理機関を一元化するとともに、リスク評価機関である食品安全委員会の機能を強化する等の措置を講ずるもの
経済産業	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律及び刑法の一部を改正する法律案（松本剛明君外 4 名提出、第166回国会衆法第43号）（民）	入札談合等関与行為について、範囲の拡大、職員の賠償責任の厳格化等を行うとともに、退職した職員による入札談合等への関与があった場合の措置、調査結果等の国会等への報告等の措置を講ずるほか、刑法の談合罪を目的犯でないものとし、入札談合等の防止の徹底を図るもの
	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（松本剛明君外 4 名提出、第166回国会衆法第44号）（民）	課徴金の減免制度について、法令を遵守するための管理体制を有し、かつ、入札談合等関与行為に係る事実の報告等を行った事業者について課徴金の額を減額する措置の創設等を行い、官製談合等の防止の徹底を図るもの
国土交通	交通基本法案（細川律夫君外 5 名提出、第165回国会衆法第 6 号）（民・社）	交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、移動に関する権利を明確にし、交通についての基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、交通に関する基本的施策を定めるもの
	離島振興法等の一部を改正する法律案（山田正彦君外 7 名提出、第169回国会衆法第28号）（民）	離島振興対策実施地域、奄美群島、小笠原諸島及び沖縄の離島における住民の生活の安定及び産業の振興を図るため、当該地域内に住所又は事務所を有する者が購入する揮発油に係る揮発油税を減免することとするもの

委員会名	議 案 名	概 要
環境	環境健康被害者等救済基本法案（末松義規君外2名提出、第166回国会衆法第38号）（民）	環境健康被害者等の権利利益の保護を図るため、環境健康被害者等の救済のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国等の責務を明らかにするとともに、環境健康被害者等の救済のための施策の基本となる事項を定めるもの
	土壌汚染対策法の一部を改正する法律案（参議院提出、第168回国会参法第11号）	土壌汚染対策の適確な実施を図るため、土壌汚染対策法の施行前に廃止された有害物質使用特定施設に係る土地についても新たに、学校、卸売市場等の特定公共施設等の用に供しようとする場合には、当該土地を土壌汚染状況調査の対象とする等の措置を講ずるもの
決算行政 監 視	平成19年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第169回国会、内閣提出）	一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成19年4月13日から平成20年1月17日までの間において決定された使用額は、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 因子製剤による特定C型肝炎ウイルス感染者等に対する給付金の支給に必要な経費、主要国首脳会議の開催準備に必要な経費等19件、計597億5千万円余
	平成19年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第169回国会、内閣提出）	特別会計予備費予算総額1兆3,210億円余のうち、平成19年11月6日において決定された使用額は、食料安定供給特別会計麦管理勘定における麦の買入れに必要な経費1件、549億9千万円余
	平成19年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第169回国会、内閣提出）	特別会計予算総則第7条第1項の規定により、平成19年6月29日から平成20年1月29日までの間において決定された経費増額は、道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額、治水特別会計治水勘定における河川事業の調整等に必要な経費の増額等5特別会計11件、計616億6千万円余
	平成19年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第169回国会、内閣提出）	特別会計予備費予算総額1兆3,210億円余のうち、平成20年2月22日において決定された使用額は、森林保険特別会計における保険金等の不足を補うために必要な経費1件、14億9千万円余
	平成19年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）（第169回国会、内閣提出）	特別会計予算総則第7条第1項の規定により、平成20年3月28日において決定された経費増額は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額1件、55億8千万円余

委員会名	議 案 名	概 要
決算行政 監 視	平成19年度一般会計歳入歳出決算 平成19年度特別会計歳入歳出決算 平成19年度国税収納金整理資金受払計算書 平成19年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入84兆5,534億7千万円余、歳出81兆8,425億7千万円余であり、差引き剰余は2兆7,109億円余 特別会計の決算額は、28の特別会計があって歳入合計395兆9,203億円余、歳出合計353兆2,831億7千万円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額62兆7,037億1千万円余、一般会計の歳入への組入額等は61兆9,686億8千万円余であり、資金残額は7,350億2千万円余 政府関係機関の決算額は、7つの機関があって収入合計2兆6,038億2千万円余、支出合計2兆645億3千万円余
	平成19年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成19年度末現在額は、平成18年度末現在額より1兆5,891億4千万円余減少し、105兆1,676億7千万円余
	平成19年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が自治体等に無償で貸付けている国有財産の平成19年度末現在額は、平成18年度末現在額より18億2千万円余増加し、1兆859億3千万円余
議院運営	国立国会図書館法の一部を改正する法律案（鳩山由紀夫君外7名提出、第164回国会衆法第27号） （民・共・社）	国立国会図書館に恒久平和調査局を置くもの
倫理選挙	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案（井上義久君外1名提出、第163回国会衆法第14号）（公）	我が国において多くの永住外国人が日本国民と同様の社会生活を営んでいる現状にかんがみ、その意見を地方における政治に反映させるため、永住外国人に地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を付与するもの
	公職選挙法等の一部を改正する法律案（渡辺周君外7名提出、第164回国会衆法第40号）（民）	近時における情報化社会の進展の状況にかんがみ、選挙運動期間における候補者と有権者との対話を促進し、有権者の選挙に対する関心を高めるとともに政策本位の選挙の実現に資するため、インターネット等を用いた選挙運動を解禁する等の措置を講ずるもの
	公職選挙法の一部を改正する法律案（村田吉隆君外5名提出、衆法第3号） （自・公）	近年における選挙の実情にかんがみ、選挙運動用自動車の規格制限の緩和及び簡素化等、候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一、選挙運動費用収支報告書の提出期限の延長等、供託金の額及び没収点の引下げ並びに投票をした旨を証する書面の交付の禁止等の措置を講ずるもの